内閣府

内閣府

表1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の	内閣府本府政策評価基本計画(平成 20 年 2 月 18 日策定)			
基本計画の	内阁府平府政束許恤基本計画(平成 20 年 2 月 18 日束足) 平成 20 年 12 月 25 日改正			
基本計画の	計画期間	平成 20 年度から 22 年度までの3年間		
主な規定内	 事前評価の対	事業評価方式を基本とする。		
容	を	予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1		
	3.13	号に該当すると考えられる政策が対象、「事務事業」レベルで捉えるこ		
		とが可能な政策が中心となる。		
		規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象		
		について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン(平成 19年8		
		月 24 日 政策評価各府省連絡会議了承)」等を踏まえ、決定する。		
	事後評価の対	総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。		
	象等	計画期間内に評価の対象とする政策は 20 政策 88 施策(平成 20		
		年 12 月 25 日改正)		
		総合評価方式:実績評価方式による評価の結果を受けて、様々な角 度から掘り下げて分析することが必要と認められる政		
		度がら掘り下げてカ州することが必安と認められる政 策(狭義)等		
		実績評価方式:内閣府本府の主要な行政目的に係る政策(狭義)及		
		び成果重視事業		
		事業評価方式:事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と		
		認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが		
		可能な政策が中心となる。		
	政策評価の結	政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画		
	果の政策への反	立案作業(予算要求(機構・定員要求を含む。)、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の第定等)及びそれに基づく政策の		
	映	の新設・改廃、各種中長期計画の策定等)及びそれに基づく政策の 実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政		
		実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。		
		東に週時週切に反映させるものとする。 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関		
		の所掌に関係する政策の総合的推進に関する事務を所掌している		
		とから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結		
		果の適切な活用を図る。		
	国民の意見·要	政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を内閣		
	望を受けるための	府大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームペ		
	窓口の整備	ージ等により受け付ける。		
実施計画の		本府政策評価実施計画(平成 20 年 6 月 30 日策定)		
名称	平成20年12月25日改正			
実施計画の		た政策のうち、実施計画の計画期 実績評価:20 政策(成果重視 またない) 東業人族等を含む		
主な規定内	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
容	に区分されるもの) ル			
		了(法第7条第2項第2号イ及び口に該 該当する政策なし		
	当するもの)	第7条第2項第3号に区分される 該当する政策なし		
	その他の政策(法 もの)	第7条第2項第3号に区分される 該当する政策なし		
	ひい)			

表1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式: 2件 (規制) 〔表1 - 3 - ア〕	評価の結果、規制の 新設又は改廃が妥 当とされたもの	2	評価の結果を踏まえ、規制の新 設又は改廃が行われたもの	2
事後評	実施計画 期間内の 評価対象	実績評価方式:23件 [160測定指標] (成果重視事業1件含む)	目標以上の成果を 達成できた 達成できた	28 86	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた (進める予定)	8
価	政策 (法第7条第2	〔表1 - 3 - イ〕			【引き続き推進】 うち概算要求に反映	8
	項第1号)	{ 実績評価方式: 20件 }	達成に向けて進展 があった	36	うち機構・定員要求に反映	3
		〔表1 - 3 - ウ〕	- 達成に向けて一部 進展があった	9	機構要求に反映 定員要求に反映	3
			達成に向けての進展はなかった	1	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】 うち概算要求に反映 うち機構・定員要求に反映 機構要求に反映 」 定員要求に反映 」 政策の重点化等	10 10 1 0 1 9
					うち概算要求に反映 政策の一部廃止・休止・中止 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した (廃止、休止又は中止する予定) 【廃止・休止・中止】	1 1
		総合評価方式: 3件 〔表1 - 3 - エ〕	引き続き推進する ことが妥当	3	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	3
	未着手 (法第7条第2 項第2号()	該当する政策なし				
	未了 (法第7条第2 項第2号1)	該当する政策なし				
	その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし				

⁽注) 1 { } は、評価実施中のもの(外数)である。

² 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は測定指標の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているので、両者の数は一致しない。

表1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1)規制の新設又は改廃に係る2政策について評価を実施し、その結果を平成20年9月17日 及び21年3月2日に「規制の事前評価書」として公表。

表1-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

	評 価 対 象 政 策	
1 消費者被害の発生又は拡大防止のための措置		
□ 2 □ 青少年自立支援地域協議会の事務に従事する者又は事務に従事していた者の秘密保持義務の新設		

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表1-4- 参照。

2 事後評価

(1)所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。 実績評価方式を用いて、「平成19年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、23政策を 対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成19年度内閣府本府政策評 価書(事後評価)」として公表。

表1-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

	評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
4		
1	社会連帯等の国民運動	廃止·休止·中止
2	遺棄化学兵器処理事業の推進	引き続き推進
3	政府広報の実施	改善・見直し
4	国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析	改善・見直し
5	防災に関する普及・啓発	引き続き推進
6	国際防災協力の推進	改善・見直し
7	地震対策等の推進	引き続き推進
8	沖縄における産業振興	引き続き推進
9	沖縄の離島の活性化	引き続き推進
10	沖縄の戦後処理対策	改善・見直し
11	少子化社会対策に関する普及・啓発	改善・見直し
12	高齢社会対策に関する普及・啓発	改善・見直し
13	交通安全対策に関する普及・啓発	改善・見直し
14	111111111111111111111111111111111111111	
15	省資源·省エネルギー型生活の推進	その他
16	公益通報者保護に関する施策の推進	その他
17	個人情報保護に関する施策の推進	その他
18	消費者行政の推進	その他
19	食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進	改善・見直し
20	原子力安全対策	引き続き推進
21	経済財政政策関係業務システムの最適化(成果重視事業)	改善・見直し
22	国民経済計算	引き続き推進
23	国際平和協力業務等の推進	引き続き推進

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表1 - 4 - 参照。

- 2 「評価結果の反映状況」欄の「その他」としている政策は、新たに消費者庁が創設された場合に、今後同庁において取組方針の検討がなされるもの。
- (2)所掌するすべての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 20 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、20 政策を対象として評価を実施中(平成 21 年度に公表予定)。

表1-3-ウ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

	評価対象政策
1	公文書等の保存及び利用の取組
2	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
3	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
4	経済財政政策の推進
5	地域活性化の推進
6	科学技術政策の推進
7	防災政策の推進
8	沖縄政策の推進
9	共生社会実現のための施策の推進
10	栄典事務の適切な遂行
11	男女共同参画社会の形成の促進
12	国民生活政策の推進
13	食品の安全性の確保
14	原子力利用の安全確保
15	公益法人制度改革等の推進
16	経済社会総合研究の推進
17	迎賓施設の適切な運営
18	北方領土問題の解決の促進
19	国際平和協力業務等の推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡

(3)総合評価方式を用いて、「平成20年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、3政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日及び12月25日に「平成20年度内閣府本府政策評価書(事後評価)」として公表。

表1-3-エ 総合評価方式により事後評価した政策

		評 価 対 象 政 策	評価結果の反映状況
Ī	1	電子政府の構築(内閣府本府電子政府構築計画)	引き続き推進
	2	沖縄振興計画(沖縄の振興への取組)	引き続き推進
Ī	3	3 障害者施策の総合的推進(障害者基本計画) 引き続き推進	

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html)の表1 - 4 - 参照。

政策体系(内閣府)

この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの

	この政策体系は、平成20年度における評価に係るもの
(政策分野)	(政策名)
1 社会連帯等の国民運動	(1)社会連帯等の国民運動
2 遺棄化学兵器廃棄処理事業	(1)遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
3 政府広報·広聴活動	(1)政府広報の実施
l	(2)世論の調査
4 経済財政政策	(1)政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善
	(2)対日直接投資に関する国民理解の増進及び海外広報の推進
	(3)物価関連施策の推進
	(4)市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善
	(5)国内の経済動向の分析
	(6)国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析
l	(7)海外の経済動向の分析
5 防災行政	(1)防災に関する普及・啓発
	(2)国際防災協力の推進
	(3)災害復旧・復興に関する施策の推進
L	(4)地震対策等の推進
6 沖縄対策、沖縄の振興への取組	(1)沖縄における産業振興
	(2)沖縄の離島の活性化
	(3)沖縄の特殊事情に伴う特別対策
L	(4)沖縄の戦後処理対策
7 共生社会政策	(1)青年国際交流の推進
	(2)青少年健全育成に関する普及・啓発
	(3)少子化社会対策に関する普及・啓発
	(4)高齢社会対策に関する普及・啓発
	(5)障害者施策に関する普及・啓発
l	(6)交通安全対策に関する普及・啓発
8 栄典行政の適切な遂行	(1)栄典制度の適切な運用
9 男女共同参画社会の形成の促進	(1)男女共同参画に関する普及・啓発
	(2)国際交流・国際協力の促進
-	(3)女性に対する暴力の根絶に向けた取組
l	(4)女性のチャレンジ支援
10 国民生活行政	(1)国民生活に関する調査分析
	(2)省資源・省エネルギー型生活の推進
-	(3)公益通報者保護に関する施策の推進
-	(4)個人情報保護に関する施策の推進
-	(5)市民活動の促進
l	(6)消費者行政の推進
11 食品安全行政	(1)食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションの推進
	4 =

12 原子力安全対策	(1)原子力安全対策
13 電子政府の構築	(1)経済財政政策関係業務システムの最適化(成果重視事業)
14 経済社会総合研究	(1)経済社会活動の総合的研究
	(2)国民経済計算
15 北方領土問題の解決の促進	(1)北方領土問題解決促進のための施策の推進
16 国際平和協力業務等	(1)国際平和協力業務等の推進